

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年7月19日(2012.7.19)

【公開番号】特開2010-18792(P2010-18792A)

【公開日】平成22年1月28日(2010.1.28)

【年通号数】公開・登録公報2010-004

【出願番号】特願2009-137162(P2009-137162)

【国際特許分類】

C 08 J	5/18	(2006.01)
G 02 B	1/04	(2006.01)
G 02 B	5/02	(2006.01)
G 02 F	1/13357	(2006.01)
F 21 S	2/00	(2006.01)
C 08 F	2/44	(2006.01)

【F I】

C 08 J	5/18	C E Y
G 02 B	1/04	
G 02 B	5/02	C
G 02 F	1/13357	
F 21 S	2/00	4 3 2
C 08 F	2/44	C

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月1日(2012.6.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アクリル樹脂(A)0~97質量%とゴム含有アクリル重合体(B)3~100質量%とを含有する樹脂組成物(C)からなる光学用アクリルフィルムであって、

該光学用アクリルフィルムの厚みが50μm~500μmであり、

メチルメタクリレートを構成単位として98質量%以上含み、重量平均分子量が80000~120000で、かつ数平均分子量が40000~60000であるアクリル樹脂(S)からなるアクリルフィルムの長さ100mmで測定された輝度を100としたとき、同様に測定した樹脂組成物(C)からなるアクリルフィルムの輝度が50以上である光学用アクリルフィルム。

【請求項2】

アクリル樹脂(A)0~97質量%とゴム含有アクリル重合体(B)3~100質量%とを含有する樹脂組成物(C)からなる光学用アクリルフィルムであって、

該光学用アクリルフィルムの厚みが50μm~500μmであり、

メチルメタクリレートを構成単位として98質量%以上含み、重量平均分子量が80000~120000で、かつ数平均分子量が40000~60000であるアクリル樹脂(S)からなるアクリルフィルムの長さ210mmで測定された輝度を100としたとき、同様に測定した樹脂組成物(C)からなるアクリルフィルムの輝度が35以上である光学用アクリルフィルム。

【請求項3】

前記ゴム含有アクリル重合体(B)は、ゴム重合体 100 質量部の存在下に、アルキルメタクリレート 50 質量%以上を含有する単量体又は単量体混合物 40 ~ 900 質量部を重合して得られた重合体である請求項 1 又は 2 に記載の光学用アクリルフィルム。

【請求項 4】

前記ゴム含有アクリル重合体(B)の質量平均粒子径が、0.01 ~ 0.15 μm である請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の光学用アクリルフィルム。

【請求項 5】

片面又は両面に UV 転写、熱転写又は印刷によって形成された微細構造を有する請求項 1 乃至 4 のいずれかに記載の光学用アクリルフィルム。

【請求項 6】

請求項 1 乃至 5 のいずれかに記載の光学用アクリルフィルムを有するバックライト。